

第3次東近江市総合計画

第1期基本計画

（素案）

目 次

第1章 【政策1】安心して子供を産み健やかに育てることができるまち

- 1-1 子育て
- 1-2 教育

第2章 【政策2】支え合い、誰もが健康長寿で暮らしやすいまち

- 2-1 福祉
- 2-2 健康
 - 健康づくりのための主体的な取組の推進 2
 - 乳幼児期からの生活習慣病予防の推進 3
 - 介護予防の推進 3
 - 感染症予防対策の推進 4
- 2-3 医療
 - 地域医療の充実 5
- 2-4 保険年金
 - 国民健康保険の健全運営 6
 - 後期高齢者医療制度の円滑な運営 7
 - 福祉医療費助成制度の推進 7
 - 国民年金の啓発 8
 - 介護保険財政の安定運営 8
- 2-5 市民人権
 - 人権施策・啓発の推進 9
 - 男女共同参画の推進 10
 - 市民相談体制の充実 11
 - 消費生活相談・啓発の推進 11
 - 在外外国人への窓口支援の推進 12

第3章 【政策3】人や文化とつながり心豊かに過ごせるまち

- 3-1 共生
- 3-2 生涯学習
- 3-3 文化スポーツ

第4章 【政策4】快適な生活基盤が整った安全・安心なまち

- 4-1 環境
- 4-2 交通安全
- 4-3 防災消防防災

第5章 【政策5】地域の魅力や産業の活力があふれているまち

- 5-1 農林水産
- 5-2 商工労働
- 5-3 観光
- 5-4 創生

第6章 【政策6】快適な都市基盤が整った安全なまち

- 6-1 道路河川
- 6-2 都市計画
- 6-3 公共交通
- 6-4 住宅
- 6-5 上下水道

第2章 支え合い、誰もが健康長寿で暮らしやすいまち

分野	基本施策	施策
福祉	—	—
健康	7 健やかで心豊かに生活できるまちづくり	1 健康づくりのための主体的な取組の推進 2 乳幼児期からの生活習慣病予防の推進 3 介護予防の推進 4 感染症予防対策の推進
医療	8 質の高い医療を受けられるまちづくり	1 地域医療の充実
保険年金	9 安心して医療を受けられるまちづくり	1 国民健康保険の健全運営 2 後期高齢者医療制度の円滑な運営 3 福祉医療費助成制度の推進 4 国民年金の啓発 5 介護保険財政の安定運営
市民人権	10 一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまちづくり	1 人権施策・啓発の推進 2 男女共同参画の推進
	11 暮らしの困りごとを身近に相談できるまちづくり	1 市民相談体制の充実 2 消費生活相談・啓発の推進 3 在住外国人への窓口支援の推進

【健康医療部（健康推進課）】

《基本施策7》健やかで心豊かに生活できるまちづくり

■施策1 健康づくりのための主体的な取組の推進

【現状分析】

地域ぐるみで健康づくりについて考える機会が少なく、地域や個人での健康づくりの取組に差がある。また、壮年期男性の肥満、若い女性の痩せ及び高齢者の心身の虚弱化など、健康に課題のある人が増えている。

【達成目標】

健康に対する正しい知識を学び、自分に合った健康づくりに自ら主体的に取り組むことができるまちを目指す。

【具体的な取組】

- 市民健康づくり推進協議会等の各種団体と協働して市民の健康づくりを推進する。
- 健康推進員の育成と活動の支援を行う。
- 健康に関する知識の普及及び啓発を行う。
- 自殺対策計画に基づき、自殺予防に対する正しい知識の普及及び啓発を行う。
- ひがしおうみ健康食育推進プランに基づき、ライフステージに応じた食育を推進する。

【主な事業】

地域保健衛生活動推進事業
 地域保健衛生活動推進事業
 地域保健衛生活動推進事業
 地域保健衛生活動推進事業
 地域保健衛生活動推進事業

【成果指標】

指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
健康づくりに取り組んでいる人の割合（市民意識調査）	46.8%	50.8%

■施策2 乳幼児期からの生活習慣病予防の推進

【現状分析】 特定健康診査やがん検診の受診率が国の目標を下回っており、がん、循環器疾患及び糖尿病の人が増加している。また、妊娠期から心身の健康課題を抱える人が増えている。		
【達成目標】 全ての市民が、ライフステージに応じた保健予防活動に取り組むまちを目指す。 また、個々の状態に合わせ、細やかなアセスメントの上、妊娠期から子育て期を安心して送れるように切れ目ない支援を目指す。		
【具体的な取組】 ○乳幼児の健やかな発育を支援し親の育児力の向上に努める。 ○妊娠期から生活習慣病予防、重症化予防の支援を強化する。 ○産後ケア事業及び多胎児家庭サポート事業を充実する。 ○保育園、幼稚園、認定こども園及び小学校においてフッ化物洗口を行う。 ○ライフステージにあった歯の健康教育及び相談並びに歯周疾患検診を行う。 ○訪問等による指導を強化する。 ○生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進する。		【主な事業】 母子保健事業 母子保健事業 母子保健事業 歯科保健事業 歯科保健事業 成人保健事業 成人保健事業
【成果指標】		
指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
高血圧の改善（中等症高血圧160/100mmHg以上の者の割合の減少）	男性 6.8% 女性 5.9%	男性 6.0% 女性 4.0%

■施策3 介護予防の推進

【現状分析】 運動機能低下及び閉じこもりリスク該当者は増えており、社会参加の促進や活動の機会づくりが求められている。		
【達成目標】 誰もが役割を持ち、互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるまちを目指す。		
【具体的な取組】 ○介護予防の啓発を行う。 ○身近な地域での介護予防活動を支援する。	【主な事業】 介護予防普及啓発事業 地域リハビリテーション活動 支援事業	
【成果指標】		
指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
80歳の高齢者が週1回以上外出している割合	65.3%	69.3%

■施策4 感染症予防対策の推進

【現状分析】

新型インフルエンザ等の新たな感染症のまん延により、市民の健康被害など憂慮すべき状況が想定される。

また、予防接種によって獲得した免疫により、感染症の大きな流行は抑制できているが、定期的に小流行を繰り返す麻疹風しんや新興感染症の大流行が懸念される。

【達成目標】

新たな感染症などに対して市民が正しく理解するとともに、市民を健康被害から守るために感染拡大を最小限に抑えることを目指す。

また、予防接種により免疫水準を維持するとともに、市民を感染症から守ることを目指す。

【具体的な取組】

○新たな感染症を予防するための周知啓発や感染症対策を推進する。

○各種の定期予防接種を推進する。

【主な事業】

感染症予防対策事業

感染症予防対策事業

【成果指標】

指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
麻疹風しんの予防接種率 （第1期、第2期）	第1期 97.9%	第1期 97.9%以上
	第2期 92.4%	第2期 95.0%以上

【健康医療部（地域医療政策課）】

《基本施策8》質の高い医療を受けられるまちづくり

■施策1 地域医療の充実

【現状分析】

少子高齢化が進む中で、将来を見据えた持続可能な地域医療体制の構築が求められている。

【達成目標】

必要なときに、安心して医療が受けられる地域医療体制を目指す。

【具体的な取組】

- 小児医療や救急医療、がん治療など地域に不足する医療機能の強化に努める。
- 在宅医療の確保に努める。
- 医師や看護師など医療従事者の確保・育成に努める。
- 医療機能の向上と施設の適正な管理を行う。
- 国民健康保険診療所の安定した経営基盤の構築と施設の適正な管理を行う。
- 地域医療構想に基づいた医療提供体制を構築する。

【主な事業】

地域医療確保対策事業

地域医療確保対策事業
地域医療確保対策事業
病院管理運営事業
国保診療所運営事業

地域医療確保対策事業

【成果指標】

指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
病院や救急時の医療体制に満足している人の割合（市民意識調査）	50.7%	60.0%

【健康医療部（保険年金課、保険料課）】

《基本施策9》安心して医療を受けられるまちづくり

■施策1 国民健康保険の健全運営

【現状分析】

被保険者の減少や高齢化の進行、一人当たりの医療費増加、これに伴う保険料負担の増加等により、国民健康保険の安定的運営が困難な状況が続いている。

また、県単位化による令和9年度の保険料水準の統一を目指し、事務の整理や課題の解消が必要となる。

【達成目標】

被保険者が安心して医療を受けられる制度を確保し、国民健康保険事業の安定した運営と健康増進を目指す。

【具体的な取組】

- 国民健康保険による医療給付を行う。
- 国民健康保険の県単位化により、滋賀県と連携を図る。
- 国民健康保険資格及び給付の受付相談を行う。
- 国民健康保険被保険者の保健事業を推進する。
- 国民健康保険被保険者の特定健康診査や特定保健指導の普及啓発を推進する。
- 適正な債権管理等により国民健康保険料の収納率向上に努める。
- 国民健康保険医療費の適正化を推進する。

【主な事業】

- 保険給付事業
- 保険給付事業
- 国民健康保険受付相談事業
- 保健事業
- 保健事業
- 国保保険料収納対策事業
- 医療費適正化特別対策事業

【成果指標】

指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
国民健康保険料収納率	96.2%	96.2%以上

■施策2 後期高齢者医療制度の円滑な運営

【現状分析】		
後期高齢者の医療費増加が医療保険財政を圧迫している。		
【達成目標】		
被保険者が安心して医療を受けられる制度を県単位で確保し、健康増進を目指す。		
【具体的な取組】		【主な事業】
○後期高齢者医療制度の普及啓発を推進する。		後期高齢者医療事業
○滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携を図る。		後期高齢者医療事業
○適正な債権管理等により後期高齢者医療保険料の収納率向上に努める。		後期高齢者医療事業
【成果指標】		
指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
後期高齢者医療保険料収納率	99.8%	99.8%以上

■施策3 福祉医療費助成制度の推進

【現状分析】		
子供や社会的弱者が、経済的理由により必要な医療が受けられず、重い病気や生命に関わる病気に発展するようなことを防ぐ必要がある。		
【達成目標】		
対象者の福祉の向上と健康の増進を目指す。		
【具体的な取組】		【主な事業】
○子供や妊産婦、障害者、母子家庭、高齢者等の対象者に対して医療費の一部助成を行う。		福祉医療助成事業
○持続可能な医療費助成制度を検討する。		福祉医療助成事業
【成果指標】		
指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
医療費受給券資格管理率	100%	100%

■施策4 国民年金の啓発

【現状分析】 年金の未納者は減少傾向だが、引き続き加入・納付に向けた啓発活動等が必要である。		
【達成目標】 無年金者が無い、安定した国民年金制度を目指す。		
【具体的な取組】 ○国民年金制度の啓発を行う。 ○国民年金に関する相談業務を行う。 ○国民年金を受給できない在日外国人に対して、老齢福祉金及び障害者福祉金を支給する。	【主な事業】 国民年金事業 国民年金事業 在日外国人福祉金支給事務	
【成果指標】		
指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
国民年金制度広報回数	12回／年	12回／年

■施策5 介護保険財政の安定運営

【現状分析】 介護保険のサービス利用の増加により、介護保険財政を圧迫している。		
【達成目標】 介護保険料の適正な賦課・徴収を目指す。		
【具体的な取組】 ○適正な債権管理等により介護保険料の収納率向上に努める。	【主な事業】 保険料収納対策事業	
【成果指標】		
指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
介護保険料収納率	99.8%	99.8%以上

【市民部（人権・男女共同参画課）】

《基本施策 10》

一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまちづくり

■施策 1 人権施策・啓発の推進

【現状分析】

社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が顕著化するとともに、未だ解決されていない多くの人権問題が存在している。

【達成目標】

市民一人一人が様々な人権課題に対し理解を深め、人権が尊重されるまちを目指す。

【具体的な取組】

- 人権擁護委員の人権擁護活動を支援し、人権相談や啓発活動の充実を図る。
- 人権施策基本計画に基づき、施策の計画的な推進に取り組む。
- 関係機関と連携のもと、人権意識の向上を目指し啓発活動に取り組む。

【主な事業】

人権施策推進事業

人権施策推進事業

人権施策推進事業

【成果指標】

指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
人権が尊重されているまちだと思う割合（市民意識調査）	26.4%	33.9%

■施策2 男女共同参画の推進

【現状分析】

固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、性差に関する偏見や無意識の思い込みの解消が十分に進んでいない。

また、ワーク・ライフ・バランスについて、理想と現実には差があり、女性の就業継続が困難な状況などの課題が残っている。

【達成目標】

ワーク・ライフ・バランスの実現と男女が共に社会のあらゆる分野に参画できるまちを目指す。

【具体的な取組】

- 男女共同参画に対する理解と意識の浸透を図るための啓発に取り組む。
- 女性の活躍を支援するための基盤づくりを推進する。
- 長時間労働を抑制し働き方を見直し、その啓発をするなどワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。
- 家庭や地域における男女共同参画を推進する。
- 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくりに努める。

【主な事業】

男女共同参画推進事業
男女共同参画推進事業
男女共同参画推進事業
男女共同参画推進事業
男女共同参画推進事業

【成果指標】

指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
「社会全体における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた人の割合	15.1%	27.6%

【市民部（市民生活相談課）】

《基本施策 11》暮らしの困りごとを身近に相談できるまちづくり

■施策 1 市民相談体制の充実

【現状分析】		
市民を取り巻く生活課題や相談が多様化・複合化している。		
【達成目標】		
多様化し、複合化する生活課題に対応できる市民相談を目指す。		
【具体的な取組】		【主な事業】
○弁護士等の有職者による相談の充実を図る。		市民相談事業
○関係機関との連携強化を図り、市民相談への適切な支援に取り組む。		市民相談事業
○市役所案内窓口の丁寧な案内に努める。		市民相談事業
【成果指標】		
指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
法律相談や登記相談等が受けられることを知っている人の割合（市民意識調査）	41.5%	50.0%

■施策 2 消費生活相談・啓発の推進

【現状分析】		
消費者問題が増加しており、消費者に関するトラブルや多重債務相談が多く寄せられている。		
【達成目標】		
消費者意識が高く、消費者トラブルが少ないまちを目指す。		
【具体的な取組】		【主な事業】
○消費生活相談員の資質向上、弁護士による相談など消費生活相談体制の充実を図る。		消費生活対策事業
○若年層への消費者教育を推進する。		消費生活対策事業
○消費者セミナー等を開催する。		消費生活対策事業
【成果指標】		
指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
消費生活センターに対する認知度（市民意識調査）	43.4%	50.0%

■施策3 在住外国人への窓口支援の推進

【現状分析】		
在住外国人で行政手続の際に通訳等を必要とされる方がいる。		
【達成目標】		
行政手続等における在住外国人の負担の軽減を目指す。		
【具体的な取組】		【主な事業】
○市役所案内窓口に外国語通訳者を配置し、通訳支援に取り組む。		在住外国人支援事業
○市広報紙、市施策等を外国語に翻訳し、情報を提供する。		在住外国人支援事業
【成果指標】		
指標名	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
在住外国人通訳受付相談件数	4,585 件	5,000 件